



虹色のステンドグラスの光の中で 1周年記念のつどい

11月3日文化の日の午後「代田・九条の会1周年記念のつどい」が、東京都民教会のステンドグラスの光が、虹色に射し込む礼拝堂に於いて、58名の参加で行われました。

はじめに、会を代表して野間口 至さんが挨拶。

ついで橘家 扇三さんが十字架を背に九条落語「長屋の憲法談議」。八さん熊さんの視点で、国会の売店においてある「麻生マガジン」や「鳩山サプリメント」などの菓子箱を示したりしながら「戦後、国民の生活と平和を守る為に国がしてはいけないことを決めたのが憲法であり、それを今、アメリカやアメリカと一緒に、戦争をしたがっている連中が変えたがっている」と、面白く語られ、会場は笑いに包まれました。

休憩時、保坂 展人さん（社民党前国会議員）が、政治の現状や八ツ場ダムの実態などについて話された。

小澤 隆一さん（東京慈恵会医科大学・憲法学）は、「新しい政治の流れの中で憲法をどう生かすか」をテーマに講演。現政権の民主党の成立過程から民主党の性格、鳩山内閣の特徴、課題を分かりやすく話された。今回の衆議院選挙では、自民党の「新憲法制定議員同盟」の議員が122人から39人に激減したこと。改憲の動きは、すぐには出てこないが、より巧妙な形で出てくる可能性があること。私たちは、憲法の理念は何かということを勉強し、変な改革に対抗すべきであると述べられた。

都民教会の亀田 正巳牧師が挨拶され、この教会の歴史（創立91年）や国際協力でネパールなどに行かれていた時の、現地の人々の日本の旧軍隊に対する悪感情などに触れられた。

「この1年間の取り組み経過と、これからの活動」について、小澤 清子さんが資料を基に報告。

会場から、「理性と希望の平和な時代を拓く」シンポジウムの紹介や世界での九条の位置づけの高さ、又、国土交通省では、道路廃止問題は話に上っていないが、沢内村に見学に行き道路より生活であり、9条・25条が大切。（中里 光夫共産党区議）などの発言がありました。

最後に高岡 岑郷さんが、鳩山由紀夫内閣総理大臣に、「憲法99条にてらして、新憲法制定議員同盟の顧問を辞めるべきである」との質問状を国民学校1年生の会を出したが何の返答も無い、国民ひとり一人が声を出していくことが重要になっていると閉会の挨拶をし、成功裡に会を閉じました。

加藤 榮一（代田3丁目）



～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～
+++ このニュースを、ぜひ、周りの人に広めてください。 +++

1 周年記念のつどい感想

<アンケートからの抜粋・同様の意見は略させていただきました>

- ① 橘家 扇三さんの落語
 - ・楽しく憲法を学べるので、とても良いと思った。落語で・・・というのが馴染み易くて素晴らしい。
 - ・面白く楽しめました。国会からの御土産も！
- ② 小澤 隆一さんのお話
 - ・大切な問題を判り易くお話くださったと、思います。ひとり一人に課題を与えられたと感じました。
 - ・現況が解って良かったです。(民主党のほんとうはと!!)
 - ・レジメが準備されていて、勉強になった。もう少し具体例を交えて下さったら、解り易くなると思った。(時間の関係もあります)
- ③ 参加者の発言など
 - ・歌などやさしく歌えるものがあると雰囲気や和らぐのでは。
- ④ 全体の感想
 - ・政権交代により、やや薄れがちになった憲法問題を、改めて考える大切さを教えて頂きました。
 - ・よく準備されていて好感がもて、もっと周りの人を誘って参加したいと思った。
- ⑤ 代田・九条の会へのご意見・ご提案
 - ・学習会、講演会などで学ばせて頂く機会がありましたら、嬉しく思います。
- ⑥ その他
 - ・この教会に入るのは、初めてだったが牧師さんの教会の歴史やお話を伺って、教会が少し身近かになった。牧師さんは、素敵な人柄で平和憲法と一緒に考えていけると嬉しかった。



集会等の紹介

11月24日(火) 18:50 映画人九条の会 5周年記念イベント

映画 「原爆の子」

あいさつ 日色ともえさん(女優) と 神山征二郎さん(監督)

東京・文京シビック小ホール 参加費1000円

連絡先 映画人九条の会 Tel 03-5689-3970

12月11日(金) 18:45 OPEN 第3回Peace Night 9

9条学生トーク ゲスト: 渡辺えりさん (劇作家・演出家・女優)

早稲田大学 大隈講堂 入場無料

問い合わせ Tel 090-8450-1231(平野)



お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。

日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない